

厚岸町議会 第4回定例会

令和3年12月10日

午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和3年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、4番、音喜多議員、5番、南谷議員を指名いたします。

本会議を休憩します。

午前10時00分休憩

午後1時17分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、議案第75号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算、議案第76号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第77号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第78号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第79号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第80号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第81号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第82号 令和3年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第83号 令和3年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を再び一括議題といたします。

本9件の審査については、令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めたいところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

10番、大野委員長。

●委員長（大野委員長） 令和3年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第75号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算ほか8件の審査については、昨日と本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（堀議員） はじめに、議案第75号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和3年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和3年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第95号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第95号、令和3年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書1ページであります。

令和3年度厚岸町一般会計補正予算（6回目）。

令和3年度厚岸町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,425万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,354万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。

2ページから3ページまで、第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、歳出では2款2項にわたって、それぞれ6,425万2,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入であります。16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金5,724万8,000円の増。子育て世帯への臨時特別支援に要する費用に対する国庫補助金で、内訳は事業費補助金5,570万円、事務費補助金154万8,000円の新規計上であります。充当事業の内容につきましては、歳出予算の子育て世帯への臨時特別給付金給付と子育て世帯への臨時特別給付金給付事務において説明いたします。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金700万4,000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制に要する補助金の増で、充当事業については歳出予算の新型コロナウイルスワクチン予防接種

体制確保において説明いたします。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。3 款民生費、2 項児童福祉費、6 目諸費5,724万8,000円の増。子育て世帯への臨時特別給付金給付5,570万円、新規計上は新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受けている子育て世帯に対し支援するもので、給付対象者は児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0 歳から18歳以下の子ども一人につき5 万円を給付する内容で、0 歳から15歳以下868人で4,340万円、16歳から18歳以下246人で1,230万円、合計5,570万円の補助金の計上と子育て世帯への臨時特別給付金給付給付事務154万8,000円は給付金交付事務に係る事務費として、主に職員の超過勤務手当やシステム整備委託料などの計上であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、7 目諸費、新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保700万4,000円の増。新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施に対する経費上計上で、通信運搬費25万円の増は予防接種予約に係るフリーダイヤル通話料の増と予防接種予約業務委託料675万4,000円の増はコールセンター接種予約業務委託料の増であります。

以上で、報告第95号、令和3年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

6 番、佐藤議員。

●佐藤議員 すみません。3 款2 項児童福祉費、ただいま、課長から説明ございました。子育て世帯への臨時特別給付金給付なのですが、対象となる保護者世帯は大変関心の高いことではないのかなと思ってお聞きするわけではありますが、今国会等で10万円相当の給付ということで、いろいろやっているようではありますが、まず5 万円を年内に給付すると、そしてあとの5 万円は春にクーポンで支給をするということになっておりますけれども、いろいろ報じられているのを見ると、すごい自治体に負担がかかるのです。例えば、印刷だとか、子育て世帯で使える業種を指定するだとか、ものすごい負担がかかる。国全体でいうと976億円くらいの予算がかかるということで、何か余り評判がよくないということで、どこかの政党の質問の中に1 番使い勝手のいいクーポンは日本銀行券ですという話をしていた政党もございましたけれども、決まっていないうちで町長にお聞きするのは申し訳ないのですけれども、それはきちんと状況が決まったらまた、今現在考えられている町長の考えは変わったとしても、これは制度上やむを得ないという部分がありますけれども、今町長がこうしたいな、できるのであればこうしたいなというもし考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。自治体によっては全額現金給付をするとか、そういう報道もなされております。

ただ、国は12月中に、いわゆるクーポンではなくて現金を支給してもやむを得ないという事情がこういう事情だと、それに合致するものについては現金10万円の支給も認め

るといような報道がされております。それで、その場合、それに合致しないで、例えば10万円を先行給付してしまっていて、後から財源補填はしないよということになれば、また困るだろうから、ただやはり、もし現金支給で10万円を支給できるのだということになれば、厚岸町はそういう形にするのか、あるいはクーポンで配るのか。クーポンで配るにしても、厚岸町にない、子育てに必要な物、物品がない業種もたくさんありますよね。ぐっと見たら厚岸町で何があるかといったら文房具くらいしかないのですよね。そうすると、その店を指定するといったら、釧路の店を指定するとかという形になるだろうから、これまた難しい問題になるのではないのかなと。もし、そういういろいろな条件でクーポンがその地域の実情に合わないということで10万円の現金支給ができるのだということであれば、例えば厚岸町はそういう形にするのか、あくまでも基本的なクーポンの形を取るのか。今の現状でいいです、町長。後で変わることもあり得ますから。その腹だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、ご質問にありました給付金の件であります、当初10万円、5万円、5万円現金でというお話が、今ご指摘があったとおりでございます。そしからば厚岸町としては中間報告と申しますか、現在の考え方をということではありますが、確かに事務経費967億円、全国でかかるという報道もあるわけございまして、またそれに対する国会での審議、いろいろなご意見があるようであります。そういうことで、国としては補正が決定した後に現金もクーポンもどちらかの選択にしたいと。特にクーポンについては補正決定後に詳しく指針を申し上げるということではありますが、いろいろと厚岸町としても考え方をまとめております。この点について、担当いたしております保健福祉課長から答弁させますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今、報道であるように、議員おっしゃられるとおりの国の動きが、首相からの発言がございます。国のほうでは、先般、官僚からの説明会はあったのですけれども、クーポン券がどうしても自治体で印刷から配付まで、これを3月から6月までに印刷などの業務ができないのであれば現金給付も構わないというところからまずは始まっているわけなのですけれども、議員おっしゃるとおり、各自治体からそのような印刷経費を省くですとかというような無駄みたいな話もございます。事務的に考えますと、今5万円を支給する方に同じく現金を支給するという流れになりますと、事務的には軽減されるものとは考えております。しかしながら、クーポンとした場合、国で言っているのは小売店を募集してそういう子ども用品を扱えるところを調整して、商工会などとも打ち合わせしながらというようなところが確定した場合にクーポンができるのであればするというところはありますけれども、これがまだ紛糾している状態でございますので、これにか

かる経費については全て国の補助金ということになります。どのように、町長からご答弁ありましたとおり、国からどのような内容で通知され、指示があるのかを見極めながら、クーポンにするのか、最終的に現金給付にさせていただくのかをその国の最終的な通知を待って、理事者協議を踏まえて決定していきたいと考えております。

その時期でございますが、今国会で補正予算を審議していると思われま。その補正予算の審議後に国のほうで詳細な内容が詰められると思いますので、おおむね年内にははっきりした通知がなされるという状況のところでございますので、それらを踏まえて決定していきたいと考えております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 ちょうど春先に、仮にクーポンを配るとした場合に、春先になりますよね。何か昨日のテレビ見ていると、4月の入学時期から7月にかけてという話、7月に入学時期なのかなという気もしますが。それで、例えばクーポン印刷するにしても、地元ですの。そうすると、あれ金券ですから、ただコピーしたようなクーポンではなくて、偽造されないような形にもしないとならないだろうし。1番心配しているのは3月ということになると、ワクチンの3回目の接種も始まるのです。そうすると、それらの業務もしなければならぬ、いわゆる給付金の事務手続もしなければならぬということで、大変な作業になるのです。それを見越して残業手当なんかも予算化しているのだけれども。そういう中で、本当に使い勝手がよくて、そして短い期間の中で皆さんにお届けできるというようなことも総合的に考えて、最終的に、国にこれはだめだと言われれば仕方ありませんけれども、そういう自治体の判断の中でそれは結構ですよということになれば、1番使い勝手のいい支給の方法を考えていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、再質問であります。全くそのとおりなのです。各自治体によっては、もう既に5万円についてはクーポンではなく現金にするとかという新聞報道も見受けられるわけでありま。そういう点を考えますと、クーポンについては各自治体も猛反対ということではなからうか。今、縷々クーポンの作り方についてお話をありま。本当に厚岸町内の場合、限られたものしかないのです。そういうこと等も考えますと、これは経済対策なのではけれども、主たるものはやはり子ども対策なのです。そういう面におきましては、やはり3月は子どもに経費がかかるのです。そういう諸々の子ども対策とするならば、条件等も考えながら、今担当課長からお話をありま。国は補正成立後、直ちに国は指針を出すと、考え方を出すということでありま。しかしながら、厚岸町としては年内に給付させていただきたい、どういう形であろうと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じま。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございま。

5 番、南谷議員。

- 南谷議員 さっき説明聞いていたのですけれども、耳がちょっと遠かったのか。ゼロから15歳までが861人、それから16歳から18歳までが246人と承ったのですが、それで間違いないでしょうか。

- 議長（堀議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

先ほど提案理由で総合政策課長から説明がございましたが、先ほども、まず中学生以下の児童数につきましては、868人を想定しています。高校生相当でございますが、高校に行っていられない方も含みますが、その方については246人。合計で1,114人を想定しております。

- 議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

- 南谷議員 分かりました。数字が合わなかったから、この5,570万円にならなかったものですから。そうすると、町長、今の答弁聞いていますと、年内になるべく5万円を支給したいと承ったのです。ただ、今朝のニュースでもやっていました。各自治体、大きな市では10万円をということで、どちらにしても費用は国が持つからいいのでしょうか。そういう自治体もあります。国はまだしっかり方針を出していません。もし間に合うのであれば10万円一括のほうが経費かからなくていいのではないのかなと斯様にも思ったのです。多少ずれるのであれば。その辺というのはどうなのでしょう。もし間に合うようであれば、今日予算書にはできないかもしれないのですけれども、僕は速やかに出してやったほうがいいのではないのかなと思うのですがいかがでしょうか。

- 議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、世論としてはいろいろなご意見があることは承知をいたしております。自治体といたしまして1番心配するのは、先行給付した場合に国からその分が来るのかどうかという、まだこのことについても決定はしておりません。そういう不安な材料もあるわけでございます。ですから、先ほどもお話いたしました、ある町においては既に現金で給付すると、その裏には今申し上げたとおりの不安があるわけでございます、これは決定ではございませんので、今各自治体で言っていることは。そういうことで、5万円、5万円ではなく10万円にしたらどうだということではありますが、多分国の方針は閣議決定もしていますので、10万円一度にという考えも出てはおりますが、多分、現在の段階では、先ほどもお話いたしましたとおり補正が決定した後、どういうことになるのか様子を見なければならぬと、私はそう考えております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第4、意見書案第5号 赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を省略を行います。

●議事係長（佐藤係長） 意見書案第5号、赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和3年12月8日。

提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。

賛成者、厚岸町議会議員、大野利春、同じく室崎正之、同じく佐藤淳一。

赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書。

令和3年9月22日釧路管内で確認されたカレニア属をはじめとする複数のプランクトンによる赤潮は、今や北海道太平洋沿岸に広範囲に分布し、魚貝藻類への被害は、その影響調査が進むにつれ日夜拡大している。

厚岸町においては、道東沿岸海域において赤潮の被害が出ているとの情報を受け、10月からのウニ潜水漁業の操業を前に、操業区域の調査を行ったところ、7割から8割、区域によっては9割以上のウニの死滅を確認、その凄惨な状況は、漁業者並びに漁業関係者誰もが息を飲むものであり、その被害は、養殖こんぶや養殖わかめにまで広がっている。

太平洋沿岸で採捕されるエゾバフンウニは、そのほとんどが陸上種苗生産した稚ウニを海域に放流しているもので、種苗生産から4年ほどかけて成長したものを採捕しており、厚岸海域においても、毎年の水揚げを種苗生産施設から稚ウニ購入に充て、年300万粒の放流をしていたが、本年はその操業のほとんどが見込めず、種苗購入費用の確保ができず、今後のウニ潜水器漁業の継続も危ぶまれている状況にある。

今回の赤潮被害は、沖合の採る漁業から沿岸の作り育てる漁業への転換を進めてきた厚岸町にとっても非常に大きい問題で、まだまだ他の魚種への赤潮による影響の全容が把握できていない状況下において、関係する漁業者のみならず、沿岸漁業者すべてに不

安が広がっている。

よって、厚岸町議会は、沿岸漁業者がこれからも安心して経営を営んでいけるよう、国及び北海道に対し、次の事項をはじめとする赤潮対策施策を強く求めるものである。記。

1、ウニ種苗の購入及び放流費用への支援。

種苗生産から4年は、本格的な生産が期待できないため、その間、継続した種苗購入及び放流費用への支援。

2、持続的な漁業経営の確保。

今回のような突発的な漁業被害が生じても、漁業者が安心して生産活動できるよう、共済制度をはじめとしたセーフティーネット制度の充実・強化。

3、海域の監視機能の強化と連絡体制の構築。

継続的な水質監視を強化するとともに、異変が発見されたときの速やかな情報の開示と連絡体制の構築。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、堀守。

参考、送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、北海道知事。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書について、提出者であります私のほうから議員各位の皆様をお願いを申し上げたいと思います。

ただいま朗読していただいたとおりであります。まだまだ被害が広がっている状況にあります。悲痛な声を聞くたびに、この赤潮対策を早急に対処していただくよう、心から願うものであります。そのことで、議員各位のご賛同をよろしくお願いしまして、意見書案に対するお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（堀議員） 日程第5、意見書案第6号 安全安心の医療介護福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書を議題といたします。

職員の朗読を省略を行います。

●議事係長（佐藤係長） 意見書案第6号、安全安心の医療介護福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和3年12月8日。

提出者、厚岸町議会議員、石澤由紀子。

賛成者、厚岸町議会議員、室崎正之、同じく音喜多政東、同じく杉田尚美、同じく金子勇。

安全安心の医療介護福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書。

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼしました。国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がり、医療をはじめとした社会保障・社会福祉の脆弱さが鮮明となりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策や地域医療を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性や、感染症病床、集中治療室の大幅な不足、医師、看護師、介護職員の不足、そして保健所・保健師の不足などです。これら諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費並びに公衆衛生施策の削減・抑制政策があります。

また、75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保障負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民負担はますます重くなるばかりです。コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障充実の重要性です。地域医療構想に伴う病院統廃合は即刻取り下げ、地域住民のいのちと健康、くらしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題であり、その推進は国の責任で行うべきです。

疲弊する地域経済の立て直しを図るためには、逆進性の高い消費税を減税するなどの対策を強め、税金の応能負担を強めるなど、コロナ対策並びにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

厚岸町議会は、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項について要請いたします。

記。

1、安全・安心の医療・介護・福祉供給体制を確保すること。

①医師、看護師、医療技術職員、介護職員を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。

②公立・公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。

2、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

3、社会保障、社会福祉に関わる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担増を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、堀守。

参考、送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります石澤議員に提案理由を求めます。

2番、石澤議員。

●石澤議員 ただいま朗読していただいたとおりです。安心・安全の医療介護福祉を実現するためにも、議員皆様の賛同をよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 提出者にお尋ねをさせていただきます。

意見書の文書の中に、90年代後半から医療・介護・福祉など社会保障費並びに公衆衛生施策の削減・抑制政策がありますとなっておりますが、具体的にどのように削減、どのような抑制政策があったのかお尋ねをさせていただきます。

また、逆進性の高い消費税を減税するなどの対策を強め、税金の応能負担を強めるとありますが、税金の応能負担を強めるとあるのですけれども、どのような応能負担となるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 90年代後半ということなのですが、これはそれまで公衆衛生に重きを置いていたのですが、この時期から公衆衛生で今までいろいろなそういう感染症対策に重きを置いていたのが180度変わって、健康とか、それから医療費の問題に政府の政策が変わり、その状態で保健所とか、それから病院の医師の削減とかが抑制政策で上がっていました。

それから、税金の応能負担ですが、これはアメリカなんかもそうなのだと思います。今はもう声が上がっているのですが、それこそ本当にお金持ちの人たちにきちんと税金を、今の税金の体制を整えて、やはりそれなりにきちんと税金を納めてもらうということを応能負担で強めていくということなのです。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

10番、大野議員。

●大野議員 私も5番の南谷議員の質問とほぼ重なるのですけれども、記の上の5行目の疲弊する地域経済の立て直しを図るためには、逆進性の高い消費税を減税するなどという対策を強めると言われているのですけれども、消費税増税した根拠には社会保障費が足りなくなるから、その補填のためと国は言っていたと思うのですけれども、何に対してこの逆進性という言葉を用いたのか理由をお聞かせ願いたい。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 消費税というのは、やはり生活が大変な方に対しての負担がものすごく多くなっています。今回の10%に上げたことで、生活費で年間で30万円くらい経費がかかっている。平均の家庭の試算で30万円くらい多く支出がなっているということです。それで、消費税は福祉に回すと言っていますが、実際問題、福祉のほうに消費税が使われたのはそんなに量は多くないです。支出的には。どうしても、これは企業の減税に回ったというのも大部分あります。ですから、消費税、今この8%から10%に上がって、それからコロナのこの時期でとても生活が大変になっている人が増えているということなので、そういう意味で逆進性ということでここに書きました。本当に今ひとり親家庭とか生活が大変な方にとっては、消費税の値上がりというのはまっすぐに家計に響きます。そういうのも含めて、このように書かせてもらいました。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

1番、竹田議員。

●竹田議員 私も疲弊する地域経済の立て直しを図るため、ここの部分についてはそのとおりだと思います。ただ逆進性の高い消費税を減税するなどということについて、私も意見があります。

消費税、1番高い国がハンガリーの27%、デンマーク、スウェーデン、クロアチア、ノルウェーは25%、ヨーロッパ諸国もそれに準じています。また、消費税の1番低い国は、台湾、カナダで5%、マレーシアで6%、タイ、シンガポールで7%、日本、スイス、オーストラリア、韓国、カンボジア、インドネシア、ラオス、ベトナムは10%です。こういった国々が消費税をなぜ導入しているのかというと、捉え方が違うのではないかと思います。税金の応能の負担、まさしく応能の負担が国民にとって考え方として消費税の捉え方が1番いいとされている。だから、世界の国々が消費税を利用していると思うわけです。

そういった意味から、この応能の分担で消費税を取っている道に対して、逆進性の高い消費税というのは考え方の違い、捉え方の違いだと思います。例えば、例にとって大変申し訳ありませんが、町長の給料と今年入ったばかりの新入社員の給料10%カットと

いったら、やはり低い人のほうが応能の分担が強いのではないかと思うかもしれないけれども、そこは10%は10%、きちんとした計算方法がなされているわけです。それに対して逆進性ということになれば、何を根拠として削減　　または消費税を上げるという意味がどこにあるのかが全く見えてこないわけです。

そういった意味から、逆進性という言葉についての消費税に使う言葉というのは、私は賛成できるものではありません。せっかく、こういった安心・安全な医療介護福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書という、この頭だけ見れば100%賛成したいのですが、この逆進性の高い消費税を減税するなどという部分を削除していただければ私も賛成をしたいという気持ちでおりますので、ぜひご配慮をよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員）　2番、石澤議員。

●石澤議員　消費税の問題は、それぞれの国によって違います。先ほど言いましたデンマークとかヨーロッパ諸国の消費税はものすごい高いです。しかし、その分だけ社会保障費、それから教育費、そこで生きている人たちの生活全てが本当に充実しています。幸福度ナンバー1がデンマークです。そういう意味では消費税は使われている。日本とはまた違った形だと思います。

しかし、私もこの意見書を通したいです。それで、今1番議員が言ったように、逆進性の高い消費税を削減するなどの対策を強めという、この項目を削除して、もしそれで通してもらえるなら、その辺を考慮したいと思いますが、厚文の方々いかがでしょうか。

●議長（堀議員）　休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時05分再開

●議長（堀議員）　再開します。

他に、質疑ございますか。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員　何か、二番煎じか三番煎じになってしまったのだけれども、私も引っかけたのは、皆さん言った逆進性の高い消費税ということなのです。しかし、よく考えてみると、収入の多い方は、まさに収入の少ない方より消費をしますから、税金としては多く納めるわけです。その逆であれば逆進性というのかもしれないけれども、そうではないですね。100万円しか収入ないと1,000万円の収入の人は当然1,000万円の収入がある人が消費をするわけです。その消費に係るのがいわゆる消費税ですから。これ、逆進性って本当に、国語学者でないから分かりませんが、果たしてそう言えるのか

な。収入の少ない人が収入の多い人と同じだけ負担をしていくとか、あるいはそれより負担していくということであれば、何か逆進性という言葉で表すことができるのかもかもしれませんけれども、そういうことであります。

そして、それが一つと、それから、数字が石澤さんからなかったのですけれども、いわゆる消費税導入したのは社会福祉目的税なのです。それは100円入ったら100円全部とは、それは国家予算全体ですからいかなければ、恐らくその福祉目的税に相当する部分は消費税からやはり現実に賄われているわけです。それを減税したり、あるいは廃止するということは、その目的税で出したところの財源がなくなるわけですね。だから、安易に税金を上げれという人はいないかもしれないけれども、下げれとか減税とかというのはもう少しきちんとやはり考えていかないと、ただ言葉ずらだけ体裁がいいという言葉だけで僕は表すことはできないのではないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 私は消費税を導入したときに、消費税だけで福祉目的税として消費税だけで福祉を守っていくことはできないと思っています。ただ、明らかに、確かにこの部分で削除ということであれば、それは私の中ではちょっと消費税といろいろな問題はあるような気がしますけれども、対策という意味で言えば消費税を単純に減税と言いますけれども、消費税を下げることで生活の基盤で、生活が大変な人に助かるというのは、先ほど言いましたが、お金のある人はたくさん買うから消費税も多く払うと言うけれども、その物によっても違うし、消費税が入る前は物品税でしたよね。だから、1,000万円の物もあれば、そういうお金の使い方があったような気がするのですが、消費税になってから物品税はなくなりましたから、いろいろな意味で消費税の負担が楽になったような人もいるというような気もします。でも、それは別の感じだと思いますので、今回の消費税を減税するということで、福祉のために使う消費税に負担がかかるようなことは思っていませんが、みんなの生活を守ることが大前提だと思うので、こういう対策を求めるということで出しました。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 出した意見書とで、ちょっと論点すり替えてもらっては困るのだけれども、物品税というのは、昔の贅沢税ですよ。お金持ちが指輪買ったとかダイヤモンド買ったとか、それにかけるのが物品税なのです。ですから、それはそれでよかったのではないですか。だって、お金ない我々は買えないのですから。だから、金ないということは税金として納めないわけですから、それは。それがなくなって消費税になったのだけれども。そういうことですから、きちんとその辺、説明するときには説明していただかないと、やはり皆さんに納得していただいて、意見書を、賛成、反対の決を採るわけですから。そういうことで、出したやはり提出者ですから、どういう意見があって、どういう質問がされるか分からない中で、きちんとやはり数字として表れるものはきちんと数字

で、佐藤さんそう言っていますけれども、福祉目的税でつくった消費税は今何%しか福祉に回っていませんとか、それ以外は何に使われたか分かりませんか、こっちに回っていますということをきちんと言わないと、やはり説得力がないと思うのです。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。
休憩します。

午後 2 時11分休憩

午後 2 時11分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。
本会議を休憩します。

午後 2 時12分休憩

午後 2 時30分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

ただいま、石澤議員から意見書案第 6 号について、事件の訂正請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定いたしました。

●議長（堀議員） 追加日程、事件の訂正請求書を議題といたします。

事件の訂正請求の説明を求めます。

2 番、石澤議員。

●石澤議員 訂正の内容です。

本文中、15行目から17行目、疲弊する地域経済の立て直しを図るためには、逆進性の高い消費税を減税するなどの対策を強め、税金の応能負担を強めるなど、コロナ対策並

びにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうかを削らせていただきます。

よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） お諮りいたします。

ただいま、議題となっております事件の訂正請求書を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、事件の訂正請求書を許可することに決定いたしました。

意見書案第6号について、他に質疑ございませんか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「討論あり」の声あり）

●議長（堀議員） 討論がありますので、これより、討論を行います。

はじめに、原案に反対者の発言を許します。

5番、南谷議員。

●南谷議員 本意見書に賛意できませんので、討論をさせていただきます。

私も安心・安全の医療、介護福祉の実現を期待しておりますし、望みます。もちろん、公的病院の再編や統合は断固反対であります。しかしながら、本意見書にあります90年代後半から続けてきた医療・介護・福祉などの社会保障費並びに公衆衛生施設の削減・抑制政策と記載されている点でございます。

全世界の中で、アジアでも日本の社会福祉制度と公衆衛生施策は、私は進んでいると思います。今では、厚岸町においても、介護施設に入所することは、かつては国のお世話になるのは嫌だ、恥ずかしい、そういう声もありました。でも、どうでしょうか。19年代後半と今日、いずれはそういう介護施設で自分もお世話にならないといけない、これが世間の常識ではないでしょうか。いかがでしょうか。

このように、文面に書かれている文章と今の厚岸町に置かれている介護施策、それは進んでいるほうがいいですよ。でも、そんなに遅れているのでしょうか。私はある程度変わってきている。この20年代、介護制度、これも目に見えてきていると思います。私の小さい頃は、そういうものは全くありませんでした。随分、この10年間の間に変わって

きていると思います。ですから、私の意とはちょっと沿わない部分があります。

もう1点ございます。この文面の記、社会保障、社会福祉に関わる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担増を中止するなど、国民負担を軽減すること、この文言でございます。私もいずれ75歳になります。ないほうがいいのです。負担がないほうがみんないいと思います。でも、どうでしょうか。負担増がなくなれば、その分、将来の子どもたちや、国の制度だから国からお金をもらえばいい、それだけで済むでしょうか。その負担は、やはり誰かが負わなければならないのです。将来に禍根を残しては、私はいけないと思います。

そういう意味で私は本意見書にサインできませんので、反対の討論とさせていただきます。

●議長（堀議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 私は、ただいま上程いただいております意見書案第6号に賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま、皆さんにお示ししております意見書、この文面に私は尽きると思います。先ほど、5番議員が言われております90年代後半からの日本の医療制度の改革は非常に進みました。その結果が昨年来のコロナで大騒動したときに保健所が一時機能しなかったということが新聞報道等でかなり報道されました。その原因は、90年代、今ここに書かれているとおり、かなり言葉は悪いですが保健所の合理化でした。そのことで、コロナのような事件が起きると対応ができなかったと。その90年代の中頃に日本の国が厚生省含め、そういう衛生問題に対しての対応は、日本は今までは非常にそういった意味では世界一の、いわゆる微生物含めて細菌の先進国であったと。それは新聞報道にも堂々と書かれていまして。しかし、昨年のコロナの時点では日本はずっと後進国になってしまったと。その原因は、保健所の、研究者含めて、医療に対する対応が非常に今日までお粗末であったために対応ができなかったという報道をきちんと多くの学者が言っております。

そんなことからすれば、やはり時代に合っていかなければならない部分もあるのですが、やはりこういうものはしっかりと国が責任をもって対応すべき問題だと私は思います。

いずれにしても、国民が負担しなくて済むならば、それに超したことはありませんが、それなりの負担はしなければならないことは確かです。75歳以上、私どもも皆さんも間もなくそういう年代に達すると思いますが、いずれはその負担を、今の日常の国の政策予算見ても1,000兆円を超えた借金が先送りされているわけです。そのことを考えれば、やはりきちんと対応しなければならないことかと思いますが、ただいま上程いただきました意見書案第6号については、私は賛成の立場で討論させていただきます。

●議長（堀議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

- 議長（堀議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、以上で、討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（堀議員） 出席議員13人、その内起立者数10人、起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（堀議員） 日程第6、意見書案第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を省略を行います。

- 議事係長（佐藤係長） 意見書案第7号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和3年12月8日。

提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。

賛成者、厚岸町議会議員、大野利春、同じく室崎正之、同じく佐藤淳一。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

北海道内では、定期的に実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしていると推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には昆布の水揚げも激減している。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、さらに水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシヤモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって、国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。
記。

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行うこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、堀守。

参考、送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 意見書、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について、提出者として一言申し上げたいと思います。

地球温暖化に対する国民一人一人の知恵と努力は必要ではありますが、200海里制限前には厚岸町漁業協同組合のマックス水揚げ高は120億円を超えているときもありました。その200海里の制限があり、そして細菌ではサケ・マス流し網の禁止があり、そして今は地球温暖化、そして赤潮と、次から次へと漁業者への負担がかかっております。

地球温暖化ばかりではない、もう一つの地球のリズムという学説もあります。この学説で地球のリズムとして今の現状があるという学説もありますが、いずれにしても、はっきりしない部分があります。それをああだこうだ言っていることではなく、現実的に今どうなのか、それを直視しなければならないと思います。

第3次世界大戦が始まったのかと思うくらい人間と自然との戦いが始まっております。自然と人間の知恵の戦いです。それと伴って、国は国民の安心・安全、生命を守ることに力を注ぐことが当たり前だと思います。そこに今回の海水の上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を出さざるを得ませんでした。

本年度にあっては、厚岸漁業協同組合は水揚げ高35億円を切るのではないかと、漁業協同組合の組合長が悲痛な思いで語っておりました。その上で、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（堀議員） 日程第7、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会が行った先進地行政視察についての報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決しました。

●議長（堀議員） 日程第8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

時期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、令和3年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後2時49分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 3 年12月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員